



<p>主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額  保健衛生費 360円  乳幼児加算費 20,160円  日用品費 18,570円  指導訓練材料費 420円  看護代替要員費 160円  重度障害児支援加算費 56,140円  スプリンクラー保守管理費 310円  重度重複障害児加算費 31,700円  被虐待児受入加算費 37,800円  児童発達支援管理責任者専任加算費 7,510円  小規模グループケア加算費 72,960円</p>											
<p>主として肢体不自由児を入所させる指定医療機関</p>	<p>健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額  日用品費 18,570円  保育士等加算費 20,160円  乳幼児加算費 20,160円  指導訓練材料費 420円  特別訓練費 800円  重度障害児支援加算費 56,140円  重度重複障害児加算費 31,700円  被虐待児受入加算費 37,800円</p>											
<p>主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設</p>	<p>47,340円  重度障害児支援加算費 56,140円  重度重複障害児加算費 31,700円  被虐待児受入加算費</p>							<p>通所のための交通費実費  教科書代等 4,800円</p>	<p>79,000円  さらに住居費及び生活諸費の経費を加算  137,510円</p>			<p>5級地 6,820円  4級地 5,220円  3級地 3,380円  2級地 2,520円  その他の</p>

	37,800円									地域 1,260円
主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 保健衛生費 360円 日用品費 18,570円 看護代替要員費 160円 重度障害児支援加算費 (25%) 46,810円 (30%) 56,140円 スプリンクラー保守管理費 930円 被虐待児受入加算費 37,800円 児童発達支援管理責任者専任加算費 7,510円 小規模グループケア加算費 72,960円									
主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定医療機関	健康保険の療養費の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額 指導費 230,050円 日用品費 18,570円 看護代替要員費 (指定医療機関を除く。) 160円 療育訓練費 420円 スプリンクラー保守管理費 310円 被虐待児受入加算費 37,800円 児童発達支援管理責任者専任加算費 (指定医療機関を除く。) 7,510円 小規模グループケア加算費 (指定医療機関を除く。) 72,960円									

(注) この表に定めるもののほか、(1)主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設等の入所児童が疾病等により医療を受けたときは、「健康保険の療養費の算定方法」及び「入院時食事療養費の算定基準」に準じて算定した額が医療費として支弁される。